

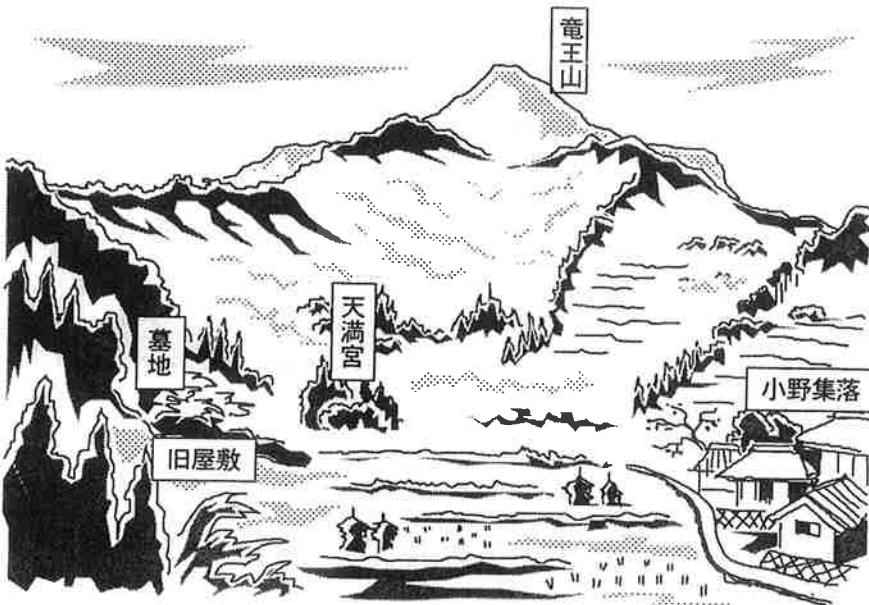
寶永元年  
申七月廿一日 懿寫改正

# 萬速年記録帳

九助豊後國海部郡枕崎海崎村  
小野元祖 松崎五左衛門尚代

『解説』

松崎家に伝わるこの文書は、寶永元年（一七〇四）から享保十三年（一七二七）までの五左衛門の記録帳が元になっている。それから百年以上もたつた安政元年（一八五四）から丈七・寛平父子によって再び記録が始り、寛平が亡くなる大正二年（一九一三）まで継られている。幕末から明治にかけての政変の中に生きた人々の暮らし、特に身近な海崎地区の星霜を記録した貴重な史料と思われるので紹介します。



# 萬連年記録帳(一)

又助分家スル

一、正平九年申午年四月四日

津井浦へ久左衛門在住スル

一、宝永五年戊子年二月十三日

源五郎分家スル

一、安政二年乙卯年三月十七日

猪作濱海崎へ分家スル

当家元祖、元備前国岡山家中・松崎小左衛門ト申ス。  
此系因確タル品有之處、先年当家長子タル人津井浦二分  
家シタルニ付、此人其節所持スルニ仍テ、津井浦東二松  
崎類葉アリ。右津井浦先祖松崎津太衛門、松崎姓一流是  
ナリ。

明治十一年ヨリ直入郡竹田本町ニ於テ薬種商業始メ、  
当家松崎丈七三男猪作ト申スモノ、元濱海崎三分家シタ  
ル人、長男宮吉ト申スモノ一同竹田町ニ住居シテ薬店ヲ  
始ムル。海崎下毛旧宅ハニ一男嘉市ト申スモノニユズル事。

直入郡竹田本町ニテ松崎姓是ナリ。

一、万延元年申年

源五郎益藏分家スニ男ナリ

一、明治十一年戌寅年

松崎猪作直入郡竹田町ヘ分家スル

佐伯海崎村 小野本家 松崎五左衛門

(第二世ヨリ五左衛門ト改名、当家公儀名五左衛門

ヨリ後チ代々丈七ト申スガ通用ナリ。維新ノ際戸主  
松崎寛平ト改正)

先祖代々年々子々孫々  
松崎小左衛門利信中興ノ祖也

文久二壬戌年八月十日

新帳ニ写ス 小野 丈七

利衛門坪根二分家スル

一、康和元年巳卯年二月五日

一、保延二年丙辰年八月十二日

## 萬記録覚

文禄二已年

九州豊後  
臼杵佐伯内人主様覺

(一五九三)

一、天津茂殿崩乱其あと天下ヨリ見地被遊候。

竿入役 山口玄蕃殿

其節二国わが里臼杵佐伯石高七万三千石

一、大田飛驒殿ヲ取被遊候。

一、慶長四巳亥年臼杵佐伯見地ヲ被遊候。

其節二国人を召れ候。其あと両所ニハカリ

臼杵五万三千石 佐伯二万石

両所之大名

(一六〇二)

慶長七壬寅年両所之大名御入内

佐伯

一、毛利伊勢守内入被遊候。

二万石之内二千石分地被成候。

一、毛利九郎左衛門様

只今三州御はた本也。

臼杵八

一、稻彦六殿御入内

寶永元申年春被仰付候。

一、毛利周防守様御代

石味進御領分中其村之□□高相應二海崎村二テ

(後欠け)

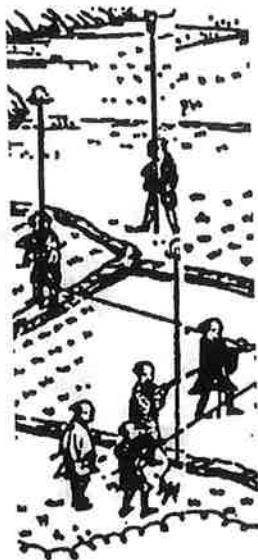
(前欠け)

但シ五月十三日ヨリ御国内四日御通り被成候。

毛利周防守様

戸倉外記様

御登り御当主也



太閣検地

床木・海崎木場小屋所

元禄三年年 (一六九〇)

一、残り壱百目ハ在中人高帳ニテ割符仕候。  
但シ壱人前三分六里出し。

一、九尺武間之書物之通り小家作り其事處、海崎村二

有、覚也。

一、三郎右衛門・同床木庄屋与七郎殿・海崎村庄屋弥

左衛門、床木船の始り。

三郎右衛門、土佐船買、其後庄屋船津久見船買申候。

宝永二酉年十二月廿七日

(一七〇五)

一、野間兵太夫様浪人被成候。

同年三月十四日

一、鶴谷城下やけ申候。火本本町次左衛門様

一、小林九左衛門様浪人被成候。

(前欠け)

ニテ取 同申年殿様□□御役ニ御附被□候節□□并

割符銀仕候、但シ海崎村

一、銀壱貫目被仰付候

内 百 目 山ノ口 弥平次 出シ

三百目 海崎 与左衛門出シ

貳百目 同 長三郎 出シ

貳百目 同 忠兵衛 出シ

百 目 同 五左衛門出シ

寶永四丁亥年十月四日

(一七〇七)

一、大地しんあり

四界浪うち但シ松場ヨリ大の田馬廻り道ざりニあが  
り(但シ首山のせぞ塩越候。尤、首山と丸山の間也)  
但シ昼ノ九ツより夜の九ツまで塩のみちひ十一度  
也。但シ月中なえなりやまざとろ口きいたし申候。

同寶永五子年六月

(一〇七二)

大日でり

但シ粟ニめずらしき虫附申候ニ附、願成寺を頼ミ虫ぐ  
ぐようを仕候得共きかす。同城下長国寺を頼ミ虫ぐ  
ようを仕候得共、是又きかず其後虫只手ニ取つぶし  
申候。

同年八月、二度大水出候。

寶永五子年六月四日

(一七〇八)

五左衛門伊勢参り

一、銀拾式々御伊勢様え上。尤、私先祖也。

寶永七年寅年

(一七一〇)

一、毛利周防守様御代

一、家老益田金兵衛様被相勤候。

寶永七寅年五月

御上使御通り 奉行・諸役人・足がる

正徳元卯年

(一七一一)



(一七一八)

享保三年戊十月十七日の夜

(一七一八)

海崎村やけ申候。家数十三軒、火本下新兵、衛殿。

(一七一九)

享保四年亥六月廿七日夜ル 同海崎村笠やけ申候。家数四軒やけ火本善六。

(一七一九)

享保十一年午正月十一日より始り (一七二六)

鶴谷御城普請

一、御本丸平矢倉

一、西ノ丸出来仕候

享保十三年申年より

一、御居宅北ノ丸

一、二ノ丸腰車出来仕候

物奉行 小林天善様

(一七二八)

安政元年寅十一月五日

(一八五四)

御用人 国矢藤左衛門

ばん七ツ時頃四界浪うち以□本善四郎田迄上りこそ

のそふズ迄船打上り六ツヨリ四ツ迄塩の差引三度、

但シ月中なえなり申候。塩濱皆々崩れ長沼□内新地

所々不残崩れ

同十一月廿四日のばん大雷大風大雨

(一八五四)

但シ大雷ざりニ上り

安政六年巳未九月昼ヨリ

(一八五九)

古路里と云う病氣はやり来て人六分方死ス。実ニ古

路里と云ふハ只々一時ニ死ス。尤、あげ下しいたし

直三目のこしをちぢミ候。但シ、三日もつればたす  
かるべし。成丈いそぎてよふじよふすべし。

萬延元申年

(一八六〇)

三ノ御丸御城普請

尤、御城主江戸ニテ御当主也。

大工・木挽・人夫数多集り申候。此節、郡中ニ在浦之

大小ニテ御加勢夫を差上申候。

御普請奉行

御番頭 羽田間七郎左衛門

文久三亥年二月七日  
夜二入、大風雨ニテ大洪水也。

(一八六三)

文久元西年

一、御藏相場石別

銀百一拾八匁替 尤も、藩札也 六四重

文久二壬戌年五月ヨリ

諸国ハシカがはやる。実ニはげしく御座候為死人數

多。

文久二壬戌年閏八月十一日

(一八六一)

大雨振 但シ七ツ時分ヨリはげしくふり出し、所々山ふきはぎ所々大洪水、小野上野山半町稻ふきはぎ

申候。所々田地数多いたみ申候。死人数多ニテ候。

実ニ所さわがしく年ニ御座候。尤、諸作萬作ニテ候

候。但シころりと云ふ病氣ハ只一時之間ニ死ス。

文久二壬戌年

(一八六二)

一、御藏相場

一、石別百三拾貳匁 尤藩札也。

文久三亥年二月七日

(一八六三)

文久三亥年二月廿二日

(一八六三)

(前欠け) 御座候。

江戸ヨリ御引取御帰國也。但シ江戸詰定府不残追々

御引取也。(但シ此年若殿様御代変りニテ毛利伊勢  
守と申候。)

文久三亥年

(一八六三)

一、御矢倉下南新御殿御ふしんニテ御座候。

此節御ふしん奉行

御用人 梶西 平馬

同用人 国矢藤衛門

外二御勘定方諸役人方也。

其節、山ぎハ前田をうずめ屋敷をかため定府方之家

作いたし候。此節六軒出来仕候。夫ヨリ外(皆々下

之) 方ハシバラク見合方ニ相成申候。

萬物・当り物・人夫数多ニ冬残りの分も追々普請仕  
候。

此節海崎村中

一、五百目 海崎長三郎

一、五百目 同 弥三郎

一、五百目 同 儀藏

一、五百目 同 曾八

一、五百目 同 勘右衛門

此節丈七歩差上申候。但シ此節、唐人そふぞふニ  
テ御用札附鉄砲持大小御免被仰附候。代々ニテ御  
座候。尤、唐人附次第罷出候様ニ急度

但シ此節御かミ御納入ニテ御郡中江けんのふ  
被仰附候ニテ、但シ銀五百目ヨリ上脇差御免被仰  
付候。

唐国ヨリ軍船數そふもよふして長崎を始、所々ニ押  
寄申候ニ附、日本大きニさハギ候テ、諸国海をひか  
えたる国々ニ出陣之用意致ス旨被仰候ニ付、先一番  
さつまを始長州所々諸国御台場用意仕候。当佐伯

様も其節御濱御殿をきのすかニ台場のこしらえ仕  
候。

文久三亥年六月旬

(一八六三)

被仰附候。此節、軍用意之為、在々ニテ軍行の人

夫海崎村二十九人割府被仰附候三テ、在中拾五才ヨ

リ五拾才迄老人も不殘候。役元ニ寄合くじをとらせ

申候。

此くじ出くじ拾九本、用心くじ拾九本、尤、出くじ

拾九本之分取申候人々覓

海崎下悦右衛門、同小左衛門、同前国藏、同柿ノ内

喜儀藏、あんね弥市、同あんね庄七、片山按藏、同

百枝はなの前泰蔵、同海崎あんね清兵衛、山ノ口丈

右衛門、同完右衛門、同由兵衛、同用藏、同初平、

中ノ奥佐吉、野々下幸藏、先太郎、末右衛門、知左

衛門人々也。

同文久三亥年ヨリ当郡中六分之過免御用稔可被遊候。

文久三亥年  
(一八六三)

御藏相場

一・石別百四拾五匁替 尤、藩銀札也。

元治元年春ヨリ

諸國庖瘡大流行

元治元子年六月十日ヨリ天氣と成、

(一八六四)  
同八月十六日ニ雨振 尤、其内夕立二度なり。但シ

田畠米作ハ申ニ不及、諸作日やけ所十分ニかれ申候。

同元治元甲子年

(一八六四)

兩社八幡宮御祭礼延引ニ相成。十一月九日若宮、同

十三日大宮御神事御座候。

但、日本國騒動ニ付、尤、異國船交易ふえきヨリ事お

こり候。此時長州征伐として數大名公義の名ヲ請て  
戰陣仕候。侍方長州勢ひがんして其傍計拂ひ候。実

ニ諸州ニテ直ニ候事、前代未聞ニ候。

(次号につづく)

文久三亥年七月

(一八六三)

大谷山松小木不残壳申、御木場ニ壳申候。

一、此銀八百四拾目也。

文久三亥年十月廿日  
(一八六三)

御歩行ニテ御參詣被遊候。